

育休取得に係る在園児の継続通園について（令和2年度末における対応について）

令和3年4月1日から、育休退園の取り扱いを変更するところですが、令和2年度中の出産時期や園児のクラス年齢により継続通園可能な場合と育休退園となる場合があります。

このことについて想定される事例の例示をしましたのでご確認をお願いします。

例1 就園児（2歳児）がおり、出産日が令和3年1月10日、育休復帰が令和4年1月10日の場合

『3月31日で育休退園となります。』

今後の流れ

令和2年10月1日～9日 : 「在園児」と「新生児（予定）」の保育申込み（希望月：令和3年12月）が必要
令和3年1月10日 : 出産
令和3年3月31日まで : 在園児の継続通園可能最終日
令和3年12月1日 : 入園（保育申込みの結果到達が内定の場合）

例2 就園児（3歳児）がおり、出産日が令和3年1月10日、育休復帰が令和4年1月10日の場合

『在園児の継続通園可能です。（ただし、4月1日以降、直ちに「育児休業取得時に既に保育利用中の継続利用願」を提出してください）』

今後の流れ

令和2年10月1日～9日 : 「新生児（予定）」の保育申込み（希望月：令和3年12月）が必要
令和3年1月10日 : 出産
令和3年4月1日以降 : 「育児休業取得時に既に保育利用中の継続利用願」を提出（在園児分）
令和3年12月1日 : 入園（保育申込みの結果到達が内定の場合）

例3 就園児（1歳児）がおり、出産日が令和3年3月5日、育休復帰が令和4年1月10日の場合

『継続通園可能です。ただし、4月以降の継続通園を希望する場合は、4月5日（出産後1ヶ月以内）までに「育児休業取得時に既に保育利用中の継続利用願」を提出して継続利用の認定を受ける必要があります。』

今後の流れ

令和2年10月1日～9日 : 「新生児（予定）」の保育申込み（希望月：令和3年12月）が必要
令和3年3月5日 : 出産
令和3年4月1日～5日 : 「育児休業取得時に既に保育利用中の継続利用願」を提出（在園児分）
※書類提出が無い場合は、産後8週の属する月末（4月30日）で退園となります
令和3年12月1日 : 入園（保育申込みの結果到達が内定の場合）

育休退園の取り扱い変更について（早見表）

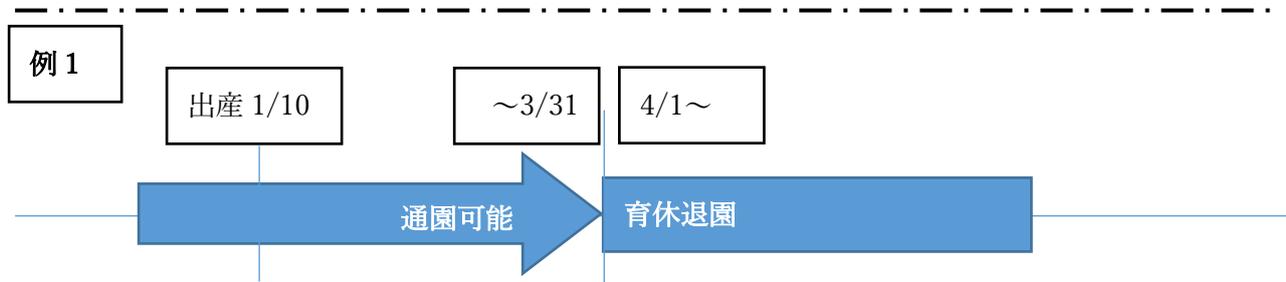
前頁の内容を簡単にしたものです。

上の子が保育園（保育部）に通園していて、保護者が育児休業取得をする場合

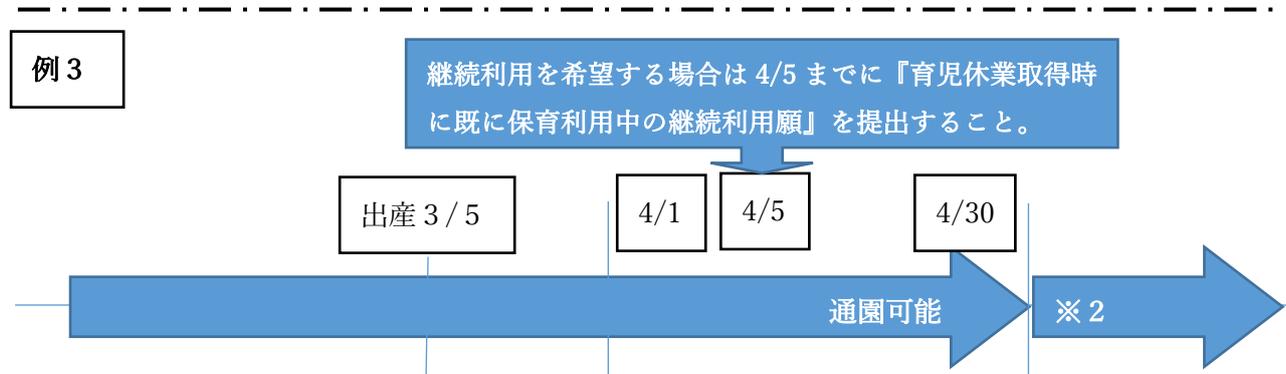
前頁の例	例 1	例 2	例 3
出産予定日の在園児の歳児	2歳児	3歳児	1歳児
出産予定日	R 3. 1. 10	R 3. 1. 10	R 3. 3. 5
育休復帰日	R 4. 1. 10	R 4. 1. 10	R 4. 1. 10
R3.4.1 以降の継続通園	不可（育休退園のため）	可能（※1）	可能（※2）

※1 4月1日以降、直ちに「育児休業取得時に既に保育利用中の継続利用願」を提出すること。

※2 令和3年4月1日以降かつ出産後1カ月以内に「育児休業取得時に既に保育利用中の継続利用願」を提出して継続利用可能となった場合、継続通園可能となります。



※1 継続通園条件として、4月1日以降、直ちに『育児休業取得時に既に保育利用中の継続利用願』を提出すること。



※2 4/30（産前産後期間終了）後の継続通園については、4/5（出産後1ヶ月以内）までに『育児休業取得時に既に保育利用中の継続利用願』を提出して継続利用の認定を受けること。
4/5までに提出が無い場合は4/30で退園となります。